

議案第69号

下西谷地区地籍調査事業に伴う字の区域の変更について

国土調査法(昭和26年法律180号)第19条第2項の規程による認証の日から、次のとおり字の区域を変更することについて、地方自治法(昭和22年法律第67号)第260条第1項の規定により、本会議の議決を求める。

平成18年 6月 9日

三朝町長 吉田秀光

平成18年6月16日原案可決

三朝町議会議長 牧田武文

区域を変更する字の名称	同左の区域 (平成18年 1月 1日現在の地番による。)
大字下西谷字屋敷通	大字下西谷字屋敷通の全域 大字上西谷字下加市78の4及びこれと一体をなす国有地